

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 9月25日
【会社名】	株式会社クロニクル
【英訳名】	CHRONICLE Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 達夫
【本店の所在の場所】	-
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル28階 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	(03) 5562-8760 (代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 濱田 芳貴
【縦覧に供する場所】	-

1【提出理由】

当社及び当社子会社は、平成25年8月26日開催の取締役会において破産手続開始の申立てを行うことを決定し、同日、同申立てを行ったので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号及び第17号の規定に基づき、本書を提出する。

2【報告内容】

(1) 破産手続開始の申立てを行った者の名称、住所及び代表者の氏名

申立会社1名称	株式会社クロニクル
住所	東京都港区南青山二丁目27番20号（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役社長 堀 達夫
申立会社2名称	株式会社アメイジングバリュー
住所	東京都港区南青山二丁目27番20号（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役社長 赤松 英樹
申立会社3名称	株式会社ドゥーズ
住所	東京都港区南青山二丁目27番20号（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役社長 金澤 光子
申立会社4名称	株式会社クリエイト24
住所	東京都港区南青山二丁目27番20号（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役社長 赤松 英樹
申立会社5名称	株式会社エフデータクリエイション
住所	東京都港区南青山二丁目27番20号（登記簿上の本店所在地）
代表者の氏名	代表取締役社長 堀 達夫

(2) 当該破産手続開始の申立て等を行った年月日

平成25年8月27日

(3) 当該破産手続開始の申立て等に至った経緯

当社及び当社子会社は、リーマンショックや東日本大震災等の影響により数年間に渡り消費の低迷が続き収益を計上することが出来ない状況に陥った。そのような状況の中で、第三者委員会の調査により、過去5期に渡り有価証券報告書等の訂正が必要となったが、修正事項が多岐に渡ったため、訂正報告を行うことができず、また、平成25年9月期第2四半期報告書の提出を期間内に提出できず、その結果、平成25年7月17日に上場廃止となった。さらに、平成25年3月26日に金融庁より有価証券報告書等の虚偽記載を理由に6,443万円の支払い命令も受けた。そこで、当社及び当社子会社は、事業継続を断念し、破産手続開始の申立てを決断するに至った。

(4) 当該破産手続開始の申立ての内容等

申立日	平成25年8月27日（破産開始決定日：平成25年9月4日）
申立裁判所	東京地方裁判所（事件番号：平成25年(フ)第9218号、9219号、9220号、9221号、9222号）
申立代理人	東京都墨田区江東橋四丁目29番12号 あいおい損保錦糸町ビル3階 やざわ法律事務所 弁護士 高柳 一誠 ほか1名（電話番号：03-5623-2773）
破産管財人	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル28階 西村あさひ法律事務所 弁護士 濱田 芳貴（電話番号：03-5562-8760）

以 上